

# 「登記休日相談所」の開設について

和歌山県地方方法務局では、行政サービスの一環として、下記のとおり、登記に関する休日相談所を開設します。

当日は、法務局職員に加え、司法書士及び土地家屋調査士も相談をお受けします。相談無料、秘密厳守ですので、お気軽にお越しください。

なお、事前予約も承りますが、予約なしでもご相談いただけます。

■開設日時 2月24日(日)9時00分～16時00分  
(受付:8時30分～15時30分)

■開設場所 和歌山地方方法務局(登記部門)、橋本支局、田辺支局、御坊支局、新宮支局

■相談内容 土地・建物の相続や贈与、土地の文筆などの各種登記手続、筆界(境界)に関する問題など

■電話相談 当日、休日相談所にお越しいただけない方のために、電話による相談もお受けします。

なお、電話番号は「☎073-422-5158」で、当日限りの相談対応とさせていただきます。

## ■予約申込・お問合せ

予約申込は、2月1日(金)から各開設場所にて受け付けます。

○和歌山地方方法務局(登記部門)での相談を希望される場合

和歌山地方方法務局総務課(☎073-422-5132)

○和歌山県地方方法務局御坊支局(☎22-0335)

## 掲載広告を募集します

[サイズ 縦45.5mm×横86mm]

地域経済の活性化および町の財源確保を図るため、「広報日高川町」にて民間企業等の広告掲載を始めることとなりました。詳しくは下記までお問い合わせください。

■お問合せ まちみらい課 ☎22-2041

## ～かわべ天文公園コーナー～

# 星のつぶやき

午後8時ごろ、南の空のど真ん中に「冬の三大星」が昇ってきているのを見ると、確かに今が冬真っ盛りのころだと感じます。オリオン座のベルトを表す星たち(☆☆☆←これです)を結び、星の並びの通りに左側の方へ視線をやると、そこには全天で1番明るい恒星「シリウス」が輝いています。おおいぬ座の1等星でとにかく明るい星ですから、街の中だろうがどこであろうが必ず皆さんに見つけてもらえるのですが、では全天で2番目に明るい恒星は、どの星座にあってなんと言う名前なのかご存知ですか?正解は、「りゅうこつ座のカノープス」です。星座の名前も恒星の名前も聞きなれないものだと思いますが、今日からはしっかり覚えておいてくださいね。何せこの星、かつて神戸あたりの人たちが



らは、「紀州のみかんぼし」なんて言われたこともあるのですから。

りゅうこつ座と言う星座は、もともと「アルゴ船座」と言うとても大きな船の星座の一部でした。しかし1928年に、世界の天文学者が参加する「国際天文学連合」の議論によって定められた星座に関するルールに従ってアルゴ船座は分割され、船の背骨とも言うべき「りゅうこつ(竜骨)座」が誕生しました。その中に輝く1等星が「カノープス」です。カノープスの本来の明るさは、冬の三大星を作る星たちよりも2倍ほどの明るさになるのですが、にもかかわらず存在感がまいちなのは、カノープスが南の空のとても低いところで見えず、天文公園内でさえ見えていたのはわずか1時間ということにあります。またこれだけ低いところで見えないとなると、夕日のごとく星の色も赤みを帯びてしまいます。これが「みかんぼし」と言われるゆえなのです。

今月は、9日から11日の3連休のころから、観望会の時間にカノープスをご案内することができます。チャンスは、1か月後の3月10日までです。双眼鏡があると良いので、ぜひご持参の上、この画像では分からない「みかん色」を感じてみてください。

■かわべ天文公園 館長 上玉利 剛  
(かわべ天文公園 ☎53-1120)

## 平成25年度 和歌山県農業大学校(専修学校)

# 学生募集 一般(二次) 入学試験

■お問合せ 和歌山県農業大学校

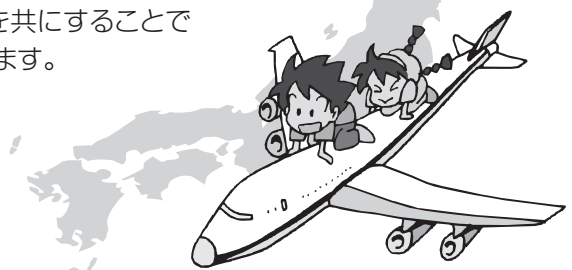
〒649-7112 伊都郡かつらぎ町中飯降422

☎0736-22-2203 FAX 0736-22-7402

募集人員	17名
受験資格	原則として県内に住所を有し、高等学校等を卒業した者、または平成25年3月に卒業見込みの者
願書受付	2月27日(火)～3月13日(水)
試験日	3月18日(月)午後10時から
その他	平成25年度より全寮制を廃止し、希望入寮生となります。応募についての詳しいことは、県農業大学校までお問い合わせください。

## 第37回 ちびっこ探検学校ヨロン島 参加者募集

文部科学省所管の財団法人国際青少年研修会では、『第37回ちびっこ探検学校ヨロン島(ヨロン・アドベンチャースクール)』の参加者を全国より募集しています。この事業は、沖縄に近い南の島、ヨロン島のサンゴ礁の海と美しい自然の中で、全国から参加する仲間との共同生活(民宿)や様々な野外活動(海水浴、イカダ作り&イカダごぎ、ハーレー船大会、さとうきび刈り&絞り、洞窟探検、野宿体験など)を通して、友達作りの楽しさを知り、お互いに協力し助け合い、積極的にチャレンジする心を養います。また在日外国人と活動・生活を共にすることで言語や習慣を越えて友情を深め、国際感覚を身に付ける第一歩とします。



■期間 3月26日(火)～4月1日(月)6泊7日

■場所 鹿児島県大島郡与論町

■説明会(無料/参加自由)

2月11日(月)(祝日)兵庫県民会館(神戸) 15:30～16:30

2月16日(土)財京都府中小企業会館 15:15～16:15

※お問合せをいただければ、説明会に使用する資料を郵送にてお送りします。また、本ホームページからも事業内容が分かりやすいようにご案内しております。

■定員 日本人小学生200名、在日外国人小学生100名  
(小学2年生～6年生:平成25年2月末現在)

■締切り 3月6日(水)(申し込み先着順)

■出発地と参加費 伊丹空港133,000円、関西空港132,000円

## ■資料請求・お申込み・お問合せ

財団法人国際青少年研修協会

〒108-0073 東京都港区三田5-7-8-921

☎03-6459-4661 FAX:03-6459-4633

E-mail:info@kskk.or.jp

HP:http://www.kskk.or.jp

## 平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が 引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。事業主の皆さまは、ご注意くださいませうようお願いいたします。



事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8%	2.0%
国、地方公共団体等	2.1%	2.3%
都道府県等の教育委員会	2.0%	2.2%

お問合せ ハローワーク御坊 ☎22-3527

## 平成25年4月1日から 希望者全員の雇用確保を図るための 高齢者雇用安定法が施行されます!

急速な高齢化の進行に対応し、高齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境の整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日から施行されます。今回の改正は、定年に達した人を引き続き雇用する「継続雇用制度」の対象者を労使協定で限定できる仕組みの廃止などを内容としています。

### 改正のポイント

- ① 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みの廃止
- ② 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
- ③ 義務違反の企業に対する公表規定の導入
- ④ 高齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定